いばらき

第４０６号

# 雇用ニュース

２０１６年2月

「八溝山の氷柱」（大子町）（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇　雇用に関するご相談はハローワークへ！◇◇

－　お　も　な　内　容　－


・　県内の雇用情勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
・　平成28年３月１日からハローワークでは
　労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！　・・・・・　3～4
・　就労実態等に関する職場情報を応募者に提供する制度が始まります！　・・・　5～6
・　雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、
　合理的配慮の提供が義務となります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
・　茨城県雇用関係主要指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8



茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス　http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

# 有効求人倍率　1.16倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

## 1　概　　況

12月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,991人で、前年同月と比較して1.2%増と３か月連続で増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同1.6%の減少となり、常用的パートタイムは同4.1%の減少となりました。新規求職申込件数は7,733人で前年同月比3.7%の増加となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同4.1%の増加、常用的パートタイムは同3.2%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同1.6%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同9.7%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、46,698人で前年同月比は3.2%増加と２か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数(原数値）は36,718人で同1.3%減と、29か月連続の減少となりました。

また、求職者１人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.16倍(季節調整値)で、前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は1.27倍と前年同月を0.05ポイント上回りました。

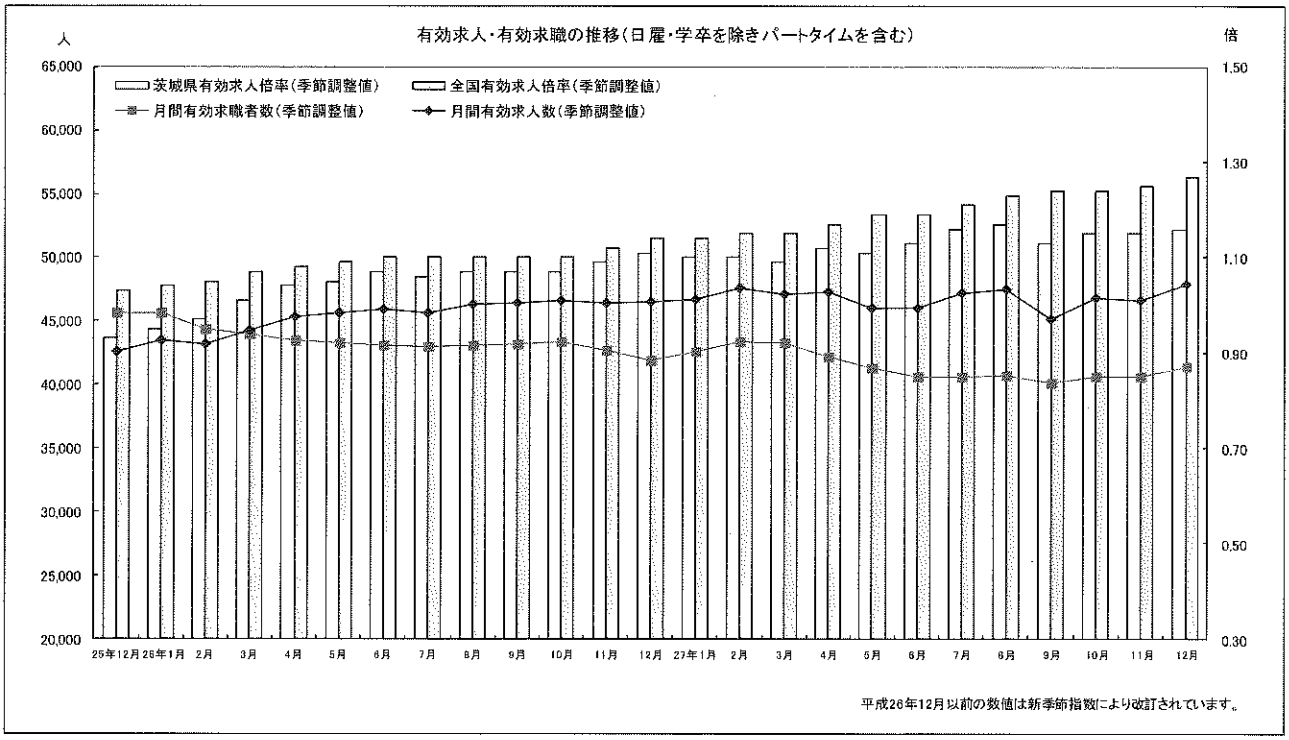


## 2　新規求人の動き

新規求人数は14,991人となり、前年同月比で1.2%増と３か月連続で増加しました。

産業別にみると、生活関連サービス業、娯楽業（前年同月比31.8%増）、運輸業、郵便業（同23.8%増）、サービス業（同7.7%増）などで増加となりましたが、卸売業、小売業（前年同月比7.8%減）などが減少となりました。

規模別でみると、100人～299人（前年同月比8.1%増）、1,000人以上（同6.4%増）、29人以下（同5.2%増）は増加となり、30～99人（前年同月比8.9%減）、500～999人（同6.3%減）、300～499人（同3.4%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比1.6%の減少となり、常用的パートタイムは同4.1%の減少となりました。

## 3　新規求職の動き

新規求職申込件数は7,733人となり、前年同月比で3.7%増と２か月連続で増加しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.9%（前年同月70.7%）と0.2ポイント上回り、数では前年同月比で4.1%の増加となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で29.1%(前年同月29.3%)と0.2ポイント下回り、数では前年同月比で3.2%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は34.9%と前年同月（36.8%）を1.9ポイント下回り、数も前年同月比1.6%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は16.0%となり、前年同月（15.1%)を0.9ポイント上回り、数も前年同月比で9.7%の増加となりました。

## 4　失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は1,749件で、前年同月と比較し8.4%増と３か月連続で増加しました。また、新規求職申込件数に占める割合は22.6%で、前年同月(21.7%)と0.9ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,090人と、前年同月比で3.5%減と27か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は460人で、資格喪失者の割合では6.4%（前年同月5.8%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比15.3%増となりました。

事業主の皆さまへ

## 平成28年３月１日からハローワークでは
# 労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼすおそれがあります。
そこで、ハローワークでは、平成28年３月１日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けません（以下、「不受理」という）。

## 不受理となる対象と不受理期間

### 不受理となる対象

平成28年３月１日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等（※１）であることを条件とした求人が不受理の対象となります（※３）。

**１．労働基準法と最低賃金法に関する規定**（対象条項はP4を参照）

（１）１年間に２回以上同一条項の（※２）違反について是正勧告を受けている場合
（２）違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

→ **不受理期間**
（法違反が是正されるまで ＋ 是正後６カ月経過するまで）

（３）対象条項違反により送検され、公表された場合

→ **不受理期間**
（送検された日から１年経過するまで（是正後６カ月経過するまでは、不受理期間を延長））

**２．男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定**（対象条項はP4を参照）

（１）法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

→ **不受理期間**
（法違反が是正されるまで ＋ 是正後６カ月経過するまで）

※１　新卒者等の範囲は以下の通りです。
① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業者及び修了者

※２　同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を１年に２回以上違反している場合をいいます。
※３　事業主から提出済みの求人については、上記１、２の不受理期間中は、ハローワークから求職者への職業紹介を行いません。

茨城労働局・各ハローワーク

## 求人不受理の対象となる規定

### 1．過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

**【具体的な対象条項】**

・強制労働の禁止（労働基準法第5条）

・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）

・労働時間（労働基準法第32条）

・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

### 2．性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

**【具体的な対象条項】**

・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項）

・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）

・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）

・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項、第16条の9、 第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項 (同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。)

・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）

・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

### 3．その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

**【具体的な対象条項】**

・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）

・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

詳しくは、茨城労働局、ハローワークへお問い合わせください。

事業主・職業紹介事業者等の皆さまへ

# 就労実態等に関する職場情報を応募者に提供する制度が始まります！

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みがスタートします。

企業にとっても、採用・広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

## 情報提供の仕組み

新卒者等（※）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

■ **幅広い職場情報の提供が努力義務となります。**

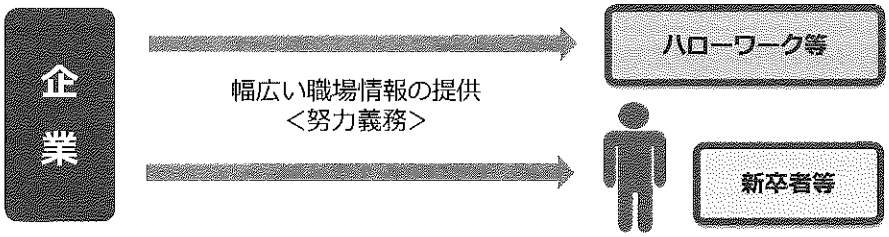


■ **応募者等や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の３類型それぞれについて１つ以上の情報提供が義務となります。**

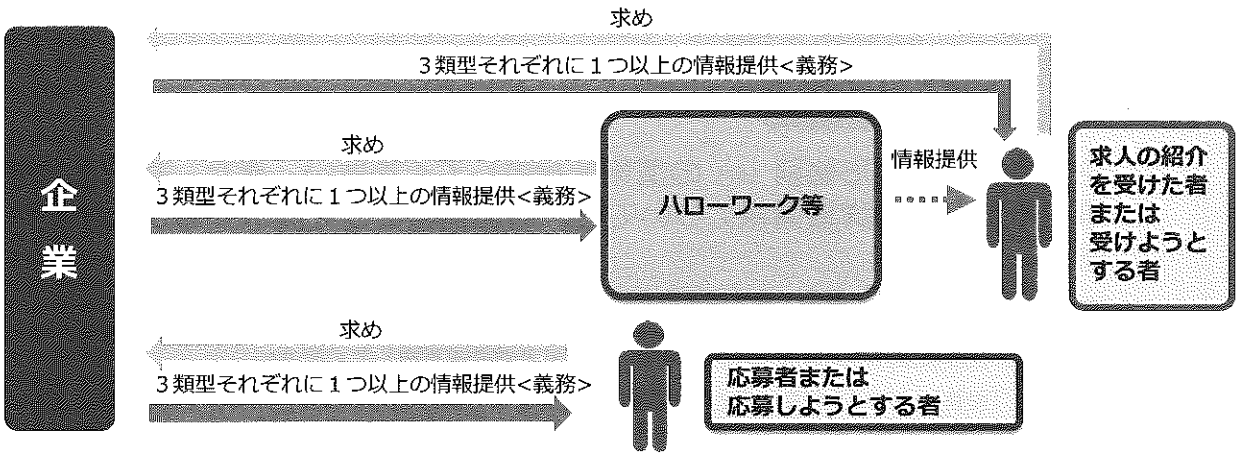


情報提供項目(裏面参照)の全てについて、ホームページでの公表、会社説明会での情報提供、求人票への記載などにより、積極的に情報提供を行うことが望ましいと定められています。

※新卒者等の範囲は以下の通りです。
ただし当該募集・求人の対象外となっている場合は、情報提供の求めを行うことができません。

① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
③ 上記①、②の卒業者及び修了者

茨城労働局・各ハローワーク

## 情報提供項目

| | |
|---|---|
| （ア）募集・採用に関する状況 | 過去３年間の新卒採用者数・離職者数 |
| | 過去３年間の新卒採用者数の男女別人数 |
| | 平均勤続年数 |
| （ア）の参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。 | |
| （イ）職業能力の開発・向上に関する状況※1 | 研修の有無及び内容※2 |
| | 自己啓発支援の有無及び内容<br>※ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度がある場合はその情報を含む。 |
| | メンター制度の有無 |
| | キャリアコンサルティング制度の有無及び内容<br>※ セルフ・キャリアドック（定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）がある場合はその情報を含む。 |
| | 社内検定等の制度の有無及び内容※3 |
| （ウ）企業における雇用管理に関する状況 | 前年度の月平均所定外労働時間の実績 |
| | 前年度の有給休暇の平均取得日数 |
| | 前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別） |
| | 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合 |

※１　制度として就業規則等に規定されているものでなくても、継続的に実施していて、そのことが従業員に周知されていれば、「有」として構いません。
※２　研修の内容は、具体的な対象者や内容を示してください。
※３　業界団体等が実施する検定を活用する場合も「有」として構いません。

## 情報提供における留意事項

１．企業全体の雇用形態別（※）の情報を提供してください。また、採用区分や事業所別などの詳細情報についても、追加情報として提供することが望まれます。

※いわゆる正社員として募集・求人申込みを行う場合は、正社員である労働者に関する情報を提供してください。また、期間雇用者や派遣労働者等、いわゆる正社員以外の雇用形態で募集・求人申込みを行う場合は、正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報を提供してください。

※（ウ）「役員に占める女性割合及び管理的地位にある者に占める女性割合」については、募集・求人申込みを行う雇用形態に関わらず、企業に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

２．企業グループ全体として募集・求人申込みを行い、「グループ傘下の各企業への配属は入社の時点で決定する」といったような採用形態の場合は、配属の可能性のある企業それぞれについての情報を提供してください。

３．海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。

４．最新の情報を提供してください。

詳しくは、茨城労働局、ハローワークへお問い合わせください。

事業主の皆様へ

ポイントは次の3つ

雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成28年4月1日から一部改正されます。

*Point1*

## 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

*Ponit2*

## 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

募集及び採用時においては、障害のない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となる事情を改善する措置をとるなどの合理的配慮の提供が義務となります。

*Point3*

## 相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために必要な整備をすることや、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

**対象となる障害者は、**

・障害者手帳を持っている方に限定されません。

・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

茨城労働局・各ハローワーク

## 茨城県雇用関係主要指標

| 項目 / 年・月 | 新規求人数 | | | 新規求職申込件数 | | | 月間有効(月平均) | | 就職件数 | 雇用保険受給者実人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全数 | うち2次産業 | うち3次産業 | 全数 | うち若年者 | うち高年齢者 | 求人全数 | 求職全数 | 全数 | (基本手当分) |
| 24年度月平均 | 14,362 | 3,226 | 10,965 | 11,967 | 4,682 | 1,631 | 38,569 | 48,253 | 3,862 | 10,913 |
| 25年度月平均 | 15,150 | 3,340 | 11,690 | 11,479 | 4,363 | 1,648 | 40,562 | 46,730 | 3,801 | 10,591 |
| 26年度月平均 | 17,004 | 3,552 | 13,285 | 11,079 | 4,048 | 1,722 | 46,385 | 43,022 | 3,677 | 8,943 |
| 26 年 4 月 | 16,591 | 3,702 | 12,710 | 15,026 | 5,355 | 2,821 | 45,050 | 46,915 | 4,555 | 7,988 |
| 5 | 16,114 | 3,431 | 12,552 | 11,532 | 4,177 | 1,892 | 43,873 | 46,638 | 3,918 | 9,346 |
| 6 | 15,657 | 3,232 | 12,206 | 10,822 | 3,993 | 1,585 | 43,683 | 45,366 | 3,887 | 9,355 |
| 7 | 16,366 | 3,805 | 12,414 | 10,818 | 4,083 | 1,617 | 43,656 | 44,240 | 3,600 | 9,962 |
| 8 | 17,037 | 3,246 | 13,657 | 9,721 | 3,695 | 1,349 | 44,950 | 42,754 | 3,038 | 9,787 |
| 9 | 17,995 | 3,888 | 13,838 | 11,602 | 4,262 | 1,672 | 47,866 | 43,657 | 3,825 | 9,737 |
| 10 | 18,244 | 3,938 | 14,081 | 11,278 | 4,172 | 1,812 | 48,926 | 43,995 | 3,839 | 9,268 |
| 11 | 16,001 | 3,257 | 12,647 | 8,533 | 3,120 | 1,327 | 47,149 | 40,902 | 3,117 | 8,621 |
| 12 | 14,810 | 2,957 | 11,713 | 7,454 | 2,727 | 1,122 | 45,239 | 37,189 | 2,884 | 8,385 |
| 27 年 1 月 | 18,337 | 4,058 | 14,124 | 11,947 | 4,332 | 1,849 | 45,912 | 38,755 | 3,003 | 8,377 |
| 2 | 19,470 | 3,732 | 15,575 | 11,817 | 4,204 | 1,758 | 49,356 | 41,295 | 3,436 | 8,246 |
| 3 | 17,423 | 3,373 | 13,897 | 12,392 | 4,453 | 1,864 | 50,961 | 44,554 | 5,017 | 8,239 |
| 27 年 4 月 | 16,612 | 3,380 | 13,047 | 14,036 | 4,723 | 3,081 | 47,342 | 45,602 | 4,480 | 7,677 |
| 5 | 15,095 | 2,869 | 12,088 | 10,504 | 3,751 | 1,753 | 43,665 | 44,021 | 3,540 | 8,637 |
| 6 | 16,378 | 3,690 | 12,539 | 10,937 | 3,928 | 1,732 | 44,056 | 43,142 | 3,713 | 9,104 |
| 7 | 17,541 | 3,702 | 13,681 | 10,226 | 3,723 | 1,614 | 45,076 | 41,887 | 3,525 | 9,256 |
| 8 | 16,911 | 3,217 | 13,554 | 9,325 | 3,411 | 1,344 | 46,352 | 40,623 | 3,021 | 9,285 |
| 9 | 15,679 | 3,531 | 11,998 | 10,089 | 3,602 | 1,530 | 46,409 | 40,083 | 3,355 | 9,083 |
| 10 | 19,617 | 4,078 | 15,367 | 11,139 | 3,874 | 1,822 | 48,941 | 41,120 | 3,429 | 8,520 |
| 11 | 16,417 | 3,142 | 13,111 | 8,690 | 3,140 | 1,350 | 47,991 | 39,223 | 2,944 | 8,449 |
| 12 | 14,991 | 2,978 | 11,896 | 7,733 | 2,683 | 1,231 | 46,698 | 36,718 | 2,752 | 8,090 |
| 28 年 1 月 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

| 項目 / 年・月 | 求人倍率(季調値)(倍) | | | | 前年同月比増減率(%) | | | | | | | | 全国完全失業者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新規 | | 有効 | | 新規求人 | | 新規求職 | | 就職件数 | | 受給者実人員 | | 実数(万人) | 失業率(季調値) |
| | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | | % |
| 24年度月平均 | 1.20 | 1.32 | 0.80 | 0.82 | 5.5 | 10.1 | ▲ 6.4 | ▲ 7.6 | 0.7 | ▲ 1.5 | ▲ 8.1 | ▲ 7.8 | 280 | 4.3 |
| 25年度月平均 | 1.32 | 1.53 | 0.87 | 0.97 | 5.5 | 8.4 | ▲ 4.1 | ▲ 6.9 | ▲ 1.6 | ▲ 2.3 | ▲ 3.0 | ▲ 8.6 | 256 | 3.9 |
| 26年度月平均 | 1.53 | 1.69 | 1.08 | 1.11 | 12.2 | 3.6 | ▲ 3.5 | ▲ 5.7 | ▲ 3.3 | ▲ 5.3 | ▲ 15.6 | ▲ 11.4 | 233 | 3.6 |
| 26 年 4 月 | 1.51 | 1.64 | 1.04 | 1.08 | 27.5 | 10.0 | ▲ 3.7 | ▲ 6.0 | 4.6 | ▲ 4.3 | ▲ 24.5 | ▲ 17.7 | 254 | 3.6 |
| 5 | 1.51 | 1.64 | 1.05 | 1.09 | 15.3 | 4.0 | ▲ 11.2 | ▲ 10.5 | ▲ 0.1 | ▲ 6.7 | ▲ 22.9 | ▲ 20.2 | 242 | 3.5 |
| 6 | 1.51 | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 21.2 | 8.1 | ▲ 0.3 | ▲ 1.7 | 5.7 | ▲ 0.7 | ▲ 21.4 | ▲ 12.4 | 245 | 3.7 |
| 7 | 1.48 | 1.66 | 1.06 | 1.10 | 11.8 | 4.5 | ▲ 6.6 | ▲ 9.3 | ▲ 8.2 | ▲ 6.4 | ▲ 20.0 | ▲ 13.2 | 248 | 3.8 |
| 8 | 1.53 | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 13.4 | ▲ 0.6 | ▲ 6.4 | ▲ 9.2 | ▲ 4.5 | ▲ 8.1 | ▲ 19.2 | ▲ 12.9 | 231 | 3.5 |
| 9 | 1.57 | 1.68 | 1.07 | 1.10 | 18.6 | 6.3 | ▲ 0.4 | ▲ 1.8 | 0.1 | ▲ 1.9 | ▲ 14.2 | ▲ 8.8 | 233 | 3.6 |
| 10 | 1.58 | 1.69 | 1.07 | 1.10 | 12.8 | 1.1 | ▲ 5.0 | ▲ 6.7 | ▲ 6.8 | ▲ 6.5 | ▲ 15.4 | ▲ 10.4 | 233 | 3.5 |
| 11 | 1.53 | 1.69 | 1.09 | 1.12 | 0.3 | ▲ 4.4 | ▲ 11.5 | ▲ 10.9 | ▲ 14.0 | ▲ 10.9 | ▲ 13.7 | ▲ 11.2 | 219 | 3.5 |
| 12 | 1.62 | 1.77 | 1.11 | 1.14 | 11.3 | 5.6 | ▲ 3.4 | ▲ 4.7 | ▲ 7.5 | ▲ 5.9 | ▲ 11.5 | ▲ 8.2 | 210 | 3.4 |
| 27 年 1 月 | 1.52 | 1.77 | 1.10 | 1.14 | 5.1 | 3.0 | ▲ 3.4 | ▲ 6.7 | ▲ 9.6 | ▲ 5.7 | ▲ 10.3 | ▲ 9.5 | 231 | 3.6 |
| 2 | 1.52 | 1.63 | 1.10 | 1.15 | 11.0 | 1.7 | 8.7 | 1.0 | ▲ 1.9 | ▲ 3.4 | ▲ 3.7 | ▲ 7.5 | 226 | 3.5 |
| 3 | 1.53 | 1.72 | 1.09 | 1.15 | 4.8 | 4.7 | 1.3 | ▲ 1.7 | ▲ 0.8 | ▲ 3.7 | ▲ 0.3 | ▲ 5.3 | 228 | 3.4 |
| 27 年 4 月 | 1.57 | 1.77 | 1.12 | 1.17 | 0.1 | 0.1 | ▲ 6.6 | ▲ 7.8 | ▲ 1.6 | ▲ 4.8 | ▲ 3.9 | ▲ 6.5 | 234 | 3.3 |
| 5 | 1.52 | 1.78 | 1.11 | 1.19 | ▲ 6.3 | ▲ 4.0 | ▲ 8.9 | ▲ 10.8 | ▲ 9.6 | ▲ 10.4 | ▲ 7.6 | ▲ 12.6 | 224 | 3.3 |
| 6 | 1.61 | 1.78 | 1.13 | 1.19 | 4.6 | 6.8 | 1.1 | ▲ 0.4 | ▲ 4.5 | ▲ 2.5 | ▲ 2.7 | ▲ 5.8 | 224 | 3.4 |
| 7 | 1.68 | 1.83 | 1.16 | 1.21 | 7.2 | 4.3 | ▲ 5.5 | ▲ 5.9 | ▲ 2.1 | ▲ 6.2 | ▲ 7.1 | ▲ 8.2 | 222 | 3.3 |
| 8 | 1.60 | 1.85 | 1.17 | 1.23 | ▲ 0.7 | 4.9 | ▲ 4.1 | ▲ 4.0 | ▲ 0.6 | ▲ 4.3 | ▲ 5.1 | ▲ 5.9 | 225 | 3.4 |
| 9 | 1.50 | 1.86 | 1.13 | 1.24 | ▲ 12.9 | 0.9 | ▲ 13.0 | ▲ 11.7 | ▲ 12.3 | ▲ 11.6 | ▲ 6.7 | ▲ 7.1 | 227 | 3.4 |
| 10 | 1.71 | 1.83 | 1.15 | 1.24 | 7.5 | 5.4 | ▲ 1.2 | ▲ 4.0 | ▲ 10.7 | ▲ 8.2 | ▲ 8.1 | ▲ 7.3 | 208 | 3.1 |
| 11 | 1.56 | 1.93 | 1.15 | 1.25 | 2.6 | 9.3 | 1.8 | 0.3 | ▲ 5.6 | ▲ 0.5 | ▲ 2.0 | ▲ 3.4 | 209 | 3.3 |
| 12 | 1.56 | 1.91 | 1.16 | 1.27 | 1.2 | 6.2 | 3.7 | ▲ 1.7 | ▲ 4.6 | ▲ 3.7 | ▲ 3.5 | ▲ 6.3 | 204 | 3.3 |
| 28 年 1 月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |

(注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。